

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
4	令和4年 11月 30日	民主主義・ 立憲主義の 基盤である 思想・良心 の自由、請 願権等を守 ることにつ いて		<p>第1 はじめに 現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体およびその関連団体との関係を断つよう に求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体およびそ の関係団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起 されている。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてはともかく、全 ての県民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である知事や県議会が特定の宗教お よびその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想 ・良心の自由、憲法第20条第1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16 条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条第1項で禁じられている法の下での平等に 違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形 成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、我が国の 民主主義と立憲主義を危うくするものである。かかる見地に立ち、滋賀県議会の代表者たる滋 賀県議会議長に対し、次のとおり陳情する。</p> <p>第2 陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県および滋賀県議会において特定の宗教法人およびその関連団体（ただし、反社会的 団体との法的根拠がある団体は除く）との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと 2 滋賀県および滋賀県議会において市議会議員を含む公人および私人に対し、特定の宗教に 対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査、質問したりしないこと <p>第3 陳情理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 思想・良心の自由および信教の自由について <ol style="list-style-type: none"> (1) 憲法第19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」と定め、同第20条 第1項前段は「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」としている。これらの権 利は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した国際人権規約（自由権規約）に も定められており、同規約第18条第1項において、「すべての者は、思想、良心及び宗教の 自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有 する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び 教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」として思想または宗教を表明する 自由が含まれ、同条第4項で「この規約の締結国は父母及び場合により法定保護者が、自己 の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを 約束する。」ことが定められており、これらの内容は、憲法第19条および同第20条第1項の 内容としても保障されている。 (2) 思想・良心の自由には、「沈黙の自由」、すなわち、思想・良心を告白するよう強制さ れ、または推知されない自由が含まれており、このことは信教の自由における信仰にかかる 告白についても同様である（佐藤幸治「日本国憲法論第2版」245頁、254頁）。 (3) よって、首長や地方議会において特定の宗教団体およびその関連団体との関係を遮断す る旨の宣言、決議、地方議員を含む県民の信仰を質問し、または調査することも日本国憲法 の定める信教の自由および思想・良心の自由と違背することは明らかである。 	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会